

改正

平成20年4月1日告示第55号
平成21年6月5日告示第120号
平成22年3月31日告示第61号
平成23年3月31日告示第52号
平成23年5月27日告示第121号
平成23年12月16日告示第181号
平成25年4月1日告示第85号
平成25年10月18日告示第207号
平成26年4月1日告示第77号
平成27年2月2日告示第8号
平成30年12月28日告示第245号
令和元年12月27日告示第116号
令和3年4月1日告示第87号
令和8年3月27日告示第45号

伊賀市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、伊賀市の建設工事成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、工事成績を厳正かつ公正に評定し、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、最終契約金額が200万円を超える建設工事とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、評定しないことができる。

- (1) 災害等の応急仮工事（崩落土等の取除き、土のう等による応急工事等）
- (2) 共通仕様書、特記仕様書で規格値の定めのない工事（標準歩掛のない見積積算による工事）
- (3) 維持業務委託契約書の条項（森林整備請負契約書の条項を含む。）に基づく業務
- (4) 最終契約金額500万円未満の災害復旧工事

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の検査を行う者（以下「検査員」という。）、監督を行う者（以下「監督員」という。）及びこの上席の所属長等（以下「所属長等」という。）とする。

（評定の内容）

第4条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

（評定の方法）

第5条 評定は、工事成績調書（様式第1号）及び別に定める工事成績採点表（以下これらを「工事成績調書等」という。）により、工事ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。

（評定の時期）

第6条 検査員は検査を実施したとき、監督員及び所属長等は工事が完成したときに評定を行うものとする。

（評定の結果報告）

第7条 監督員及び所属長等は、評定完了後、速やかに当該工事の検査員に第5条で作成した工事成績調書等を提出するものとする。

2 検査員は、前項による提出があったときは、検査終了後評定を行い、遅滞なく契約監理課長に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第8条 契約監理課長は、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績認定書（様式第2号）により、完成認定のあった日から起算して原則14日以内に通知するものとする。

（評定の修正）

第9条 前条の通知をした後、伊賀市建設工事成績採点要領（令和元年伊賀市告示第117号）で定める評定の修正基準に該当する事象が生じたときは、発注課の所属長は、速やかに契約監理課長に報告しなければならない。

2 契約監理課長は、前項の報告を受けて評定を修正（第12条に規定する伊賀市工事成績再評定委員会の審議を要する場合は、当該審議を経て修正）した場合は、遅滞なく当該工事の受注者に通知するものとする。

（評定結果に対する説明依頼）

第10条 第8条又は前条第2項の通知を受けた者は、契約監理課長に対して認定書の通知を受けた日から起算して14日以内に工事成績調書説明依頼書（様式第3号）により説明を依頼することができる。

2 契約監理課長は、前項の依頼があったときは、速やかに評定を行った検査員、所属長等及び監督員に報告を求め、報告内容を検討するとともに評定者から意見を聴き取ることができるものとする。

3 契約監理課長は、第1項の規定による工事成績調書説明依頼書を受領した日から起算して原則14日以内に依頼者に説明を行うと共に、工事成績調書説明書（様式第4号）により回答するものとする。

（評定結果に対する再評定請求）

第11条 前条第3項による回答を受けた受注者は、市長に対して回答を受けた日から起算して14日以内に、工事成績再評定請求書（様式第5号）により再評定を求めることができる。

（再評定）

第12条 再評定請求があった場合は、市長は伊賀市工事成績再評定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査を経て請求のあった日から起算して60日以内に回答するものとする。

2 委員会の委員は市長が、建設部、産業振興部及び水道部の課長級以上の管理職員の中から4名をそのつど任命し、委員4名及び契約監理課長で構成し審査を行う。なお、委員会の委員長は、委員の互選により選出するものとする。

3 委員会は、採点者からの聞き取り、書類の再審査及び現場確認により再評定を行い、市長に報告する。ただし、当該請求が明らかに適格を欠くと認められるときは、理由を付して工事成績再評定却下通知書（様式第7号）により、その請求を却下することができる。

4 市長は、委員会からの報告を基に明らかな理由により評定の修正が必要な場合は、工事成績再評定通知書（様式第6号）により修正した評定結果を再通知するものとする。

5 委員会の事務局は総務部契約監理課におく。

（工事成績認定書の公表）

第13条 工事成績認定書の公表は、次の各号に定めるところによるものとする。

（1）公表方法 認定書の写しを契約監理課において閲覧に供する。

（2）公表期間 評定を行った年度から翌年度末まで

（3）公表時期 検査終了後原則50日以内に公表するものとし、再評定請求があった場合は、工事成績再評定委員会の報告後14日以内とすること。

（工事成績調書の開示請求）

第14条 工事成績調書は、今後の能力の向上及び技術者の育成のため、当該工事の受注者のみ開示請求を行うことができる。

2 前項の請求は、認定書の通知を受けた日から起算して90日以内に工事成績調書開示請求書（様式第8号）により行うものとする。

（評定結果の報告）

第15条 工事成績評定について契約監理課長は、前年度の評定結果が確定したものについて翌年5月31日までに伊賀市入札参加資格審査会に報告するものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第55号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月5日告示第120号）

この告示は、平成21年6月5日から施行し、改正後の伊賀市建設工事等検査要綱等の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日告示第61号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第52号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月27日告示第121号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年12月16日告示第181号）

この告示は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第85号）

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年10月18日告示第207号）

この告示は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第77号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月2日告示第8号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成30年12月28日告示第245号）

この告示は、平成31年1月4日から施行する。

附 則（令和元年12月27日告示第116号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の伊賀市建設工事成績評定要領の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約を締結した評定の対象となる建設工事（以下「建設工事」という。）について適用し、施行日前に契約を締結した建設工事については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日告示第87号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和8年3月27日告示第45号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の伊賀市建設工事成績評定要領の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に契約を締結した評定の対象となる建設工事（以下「建設工事」という。）について適用し、施行日前に契約を締結した建設工事については、なお従前の例による。

様式第1号 (第5条関係)

契約監理課 決裁					工事担当部課 決裁				
部長	次長	課長	係		部長	次長	課長	係長	係

工 事 成 績 調 書

施工年度	工事名	契約金額(億円)	円	受注者	所属名														
契約番号	履行場所	伊賀市	地内	工期	～														
				現場代理人	完成年月日														
					主任技師等 (監理技術者)														
考 査 項 目	監督員					所属長等					検査員 (SD)								
	氏名					氏名					氏名								
項目	種別	a	b	c	d	e	点	a	b	c	d	e	点	a	b	c	d	e	点
1 施工体制	(1) 施工体制 全般		+1.5	0	-5.0	-10													
	(2) 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10													
2 施工状況	(1) 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10								+5	+2.5	0	-7.5	-15	
	(2) 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5	0	-7.5	-15								
	(3) 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15								
	(4) 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0													
3 出来形及び出来ばえ	(1) 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0								+10	+5	0	-10	-20	
	(2) 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0								+15	+7.5	0	-12.5	-25	
	(3) 出来ばえ													+5	+2.5	0	-5		
4 高度技術	高度技術力	実数入力 (0～10)																	
5 創意工夫	創意工夫	実数入力 (0～7)																	
6 社会性等	地域への貢献等						+10	+5	0										
加算点合計 (1+2+3+4+5+6)							点						点						点
評定点 (0.5±加算点合計)							点						点						点
7 評定点計							点						点						点
8 法令遵守等							-						点						
9 評定点合計							点						点						点
所 見	(監督員)						(所属長等)						(検査員)						
		印						印						印					

第 年 月 日
第 年 月 日

様

伊賀市長

工事成績認定書

次の工事について、伊賀市建設工事成績評定要領第8条に基づき評定した結果を通知します。

記

- 1 契約番号 年度 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 地内
- 4 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 5 完成検査年月日 年 月 日
- 6 評定点 点
- 7 お問合せ先 〒
三重県
電話
- 8 その他

（この認定書の通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、これらの説明を依頼することができます。）

様式第3号（第10条関係）
様式第3号（第10条関係）

年 月 日

伊賀市長 様

受注者 住所又は所在地

氏名又は商号
及び代表者名

工事成績調書説明依頼書

年 月 日付で送付のあった、次の工事にかかる工事成績調書について、説明を依頼します。

記

- 1 施工年度 年度
- 2 契約番号 第 号
- 3 工事名
- 4 履行場所 伊賀市 地内
- 5 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 6 疑義事項

第 年 月 日
第 年 月 日

様

伊賀市長

工事成績調書説明書

年 月 日付で説明依頼のありました次の工事について、伊賀市建設工事成績評定要領第10条第3項に基づき回答します。

記

- 1 施工年度 年度
- 2 契約番号 第 号
- 3 工事名
- 4 工事場所 伊賀市 地内
- 5 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 6 回答

工事成績調書説明書の結果に疑義のある場合は、説明書の回答を受けた日から起算して14日以内に書面により、再評定請求をすることができます。
再評定又は却下の結果は、請求のあった日から起算して60日以内に書面により請求者に通知します。

年 月 日

伊賀市長 様

受注者 住所又は所在地

氏名又は商号

及び代表者名

工 事 成 績 再 評 定 請 求 書

年 月 日付で通知のあった、次の工事の評定については疑義がありますので、再評定を請求します。

記

- 1 施工年度 年度
- 2 契約番号 第 号
- 3 工事名
- 4 工事場所 伊賀市 地内
- 5 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 6 疑義事項

審査項目・細目	内 容

第 号
年 月 日

様

伊賀市長

工 事 成 績 再 評 定 通 知 書

年 月 日付で再評定請求のありました次の工事について、伊賀市建設
工事成績評定要領第12条第4項の規定に基づき、再評定しましたので通知します。

記

- 1 施工年度 年度
2 契約番号 第 号
3 工事名
4 工事場所 伊賀市 地内
5 工期 年 月 日～ 年 月 日
6 疑義事項に対する回答

疑義事項（考査項目・細目・内容）	再評定結果

- 7 評 定 点 点
8 事務担当 伊賀市総務部契約監理課 電話 0595—22—9685
9 備 考 工事成績再評定通知書については、一般の供覧に供しますのでご了承
承ください。

第 号
年 月 日

様

伊賀市長

工事成績再評価却下通知書

年 月 日付で再評価請求のありました次の工事について、伊賀市建設工事成績評価要領第12条第3項に基づき回答します。

記

- 1 施工年度 年度
2 契約番号 第 号
3 工事名
4 工事場所 伊賀市 地内
5 工期 年 月 日～ 年 月 日
6 却下理由

疑義事項（考査項目・細目・内容）	却下理由

7 事務担当 伊賀市総務部契約監理課 電話 0595—22—9685

年 月 日

伊賀市長 様

受注者 住所又は所在地

氏名又は商号

及び代表者名

工事成績調書開示請求書

年 月 日付で送付のあった、下記の工事にかかる工事成績調書の開示を
請求します。

記

- | | |
|--------|--------------|
| 1 施工年度 | 年度 |
| 2 契約番号 | 第 号 |
| 3 工事名 | |
| 4 工事場所 | 伊賀市 地内 |
| 5 工期 | 年 月 日～ 年 月 日 |